

議第44号

呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

呉市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成28年呉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第6項中「介護老人保健施設」の次に「，介護医療院」を加え，同条第12項中第3号を第4号とし，第2号を第3号とし，第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は調理員，事務員その他の従業者

第17条に次の1項を加える。

6 養護老人ホームは，身体的拘束等の適正化を図るため，次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに，その結果について，支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の従業者に対し，身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

付 則

この条例は，平成30年4月1日から施行する。

(提案理由)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，所要の規定の整備をするため，この条例案を提出する。